

指宿市 新・健幸ポイント事業

参加手引・参加規約

「新・健幸ポイント事業」（以下、「本事業」という）とは、市民の皆さま、市内事業所に勤務されている皆さまの健康づくりを後押しするためのポイント事業です。活動量計及びスマートフォンを持って歩くことでポイントが付与され、獲得したポイントは、地域商品券に交換できます。

【参加条件】

- ・ 20 歳以上の（今年度内に 20 歳になる方を含む）指宿市内に居住、または勤務する方で、「新・健幸ポイント事業参加規約」に記載の事業目的、参加者情報の取り扱い等に同意いただいたうえで、本事業で指定する「歩数管理サービス」に参加いただける方。

目 次

【1】 健幸ポイントについて.....	1
（1）参加者の実施事項	1
（2）獲得できる健幸ポイント	2
【2】 健幸ポイントの交換方法.....	3
【3】 各種手続や問合せ方法.....	4
【4】 個人情報の取扱い、規約等の変更.....	4
【5】 新・健幸ポイント事業参加規約.....	5
付録	9

指宿市

令和 7 年 9 月施行

【1】新・健幸ポイント事業

（1）参加者の実施事項

本事業にご参加いただいた方には、以下の事項に取り組んでいただきます。

■活動量計またはアプリの携行・データ送信 【必須】

歩数管理サービスを利用し、日々の歩数データの送信を行ってください。活動量計は 30 日分、アプリは 7 日分（iPhone）または 30 日分（Android）の歩数データを機器内で記録します。記録期間内に 1 度は必ずデータの送信を行いましょう。

・歩数データの送信は、下記の施設及びローソンの Loppi で行うことができます。

データ送信可能な施設		
①市役所指宿庁舎	②市役所開聞庁舎	③指宿浩然会病院
④ローソン 指宿秋元店	⑤ローソン 指宿十二町店	⑥ローソン 指宿宮ヶ浜店
⑦ローソン 指宿湯の浜四丁目店	⑧ローソン 山川成川店	

※①～③については体組成の測定も可能です。

また、下記の施設では体組成測定のみ可能です。（令和 7 年 9 月以降）

体組成測定のみ可能		
①ふれあいプラザなのはな館	②市役所山川庁舎	③指宿総合体育館
④レジャーセンターかいもん	⑤ヘルシーランド（リニューアルオープン後）	

※歩数データの送信及び体組成の測定はご自身で行っていただきます。また、施設によって開館時間が異なりますのでご注意ください。

・活動量計を破損（誤って洗濯したなどの水没等を含む）や紛失された方で、そのまま本事業への参加継続を希望される場合は、自己負担で代替りの活動量計をご購入いただきます（ただし、在庫が無くなった場合はアプリでご参加いただくか、ご自身で専用の活動量計をご購入のうえ設定を行っていただくことになります）。

■歩数の申告・商品券の受取 【必須】

市では、個人の歩数管理はできないため、自動で集計することができません。そのため、歩数の申告をしていただく必要があります。申告会日程等の詳細につきましては市公式 LINE よりお知らせします。



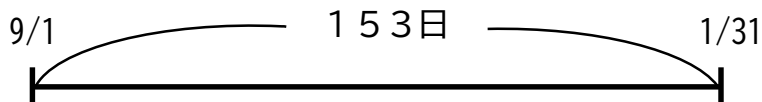
(2) 獲得できる健幸ポイント

本事業の参加者は、「【1】新・健幸ポイント事業 (1)参加者の実施事項」を実践することで、健幸ポイントを獲得することができます。

参加期間中の1日の平均歩数が、下表の範囲にある場合、対応するポイントが付与されます。

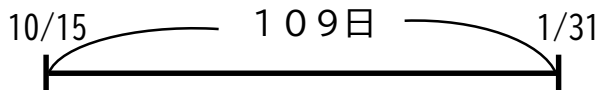
※令和7年度については、前事業からの継続参加者は9月1日開始とします。また、活動量計やスマートフォンアプリの不具合等により、歩数データがない日数も対象日数に含みます。

(例1) 65歳以上の方で、9/1から参加し、期間中の総歩数が841,500歩の場合



$$841,500 \text{ 歩} \div 153 \text{ 日} = 5,500 \text{ 歩/日} \rightarrow 2,000 \text{ ポイント}$$

(例2) 64歳までの方で10/15から参加開始し、期間中の総歩数が750,000歩の場合



$$750,000 \text{ 歩} \div 109 \text{ 日} \div 6,881 \text{ 歩/日} \rightarrow 1,500 \text{ ポイント}$$

新・健幸ポイント事業 付与ポイントについて (1ポイント=1円)

※当該年度の3月末の年齢を基準とします。

※参加期間が3ヵ月に満たない場合はポイント付与対象外とします。

参加期間中の1日の平均歩数	～64歳まで	65歳以上
4,000～4,499歩	ポイントなし	500ポイント
4,500～4,999歩	ポイントなし	1,000ポイント
5,000～5,499歩	500ポイント	1,500ポイント
5,500～5,999歩	500ポイント	2,000ポイント(例1)
6,000～6,499歩	1,000ポイント	2,500ポイント
6,500～6,999歩	1,500ポイント(例2)	3,000ポイント
7,000～7,499歩	2,000ポイント	3,500ポイント
7,500～7,999歩	2,500ポイント	4,000ポイント
8,000～8,499歩	3,000ポイント	4,500ポイント
8,500～8,999歩	3,500ポイント	5,000ポイント
9,000～9,499歩	4,000ポイント	5,000ポイント
9,500～9,999歩	4,500ポイント	5,000ポイント
10,000歩以上	5,000ポイント	5,000ポイント

【2】健幸ポイントの交換方法

■ポイント交換コースの選択

- 本事業で獲得した「健幸ポイント」は、地域商品券と交換できます。ポイント交換コースは、参加申込時にあらかじめ選んでいただきます。次の2種類の中から、ご希望のポイント交換コースを1つ選択してください。

区分	ポイント交換コース
地域商品券	指宿市共通商品券（中小取扱店舗用）
地域商品券	ツマベニ商品券

■ポイントの申告と交換

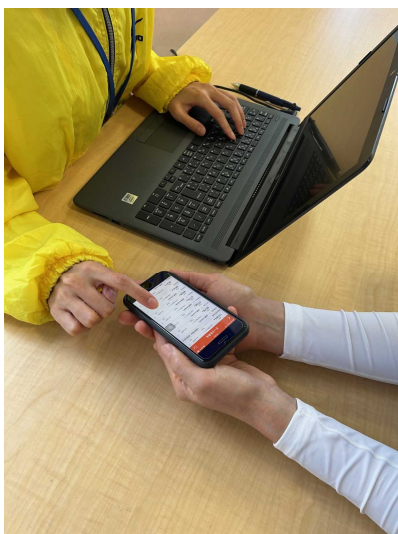
- 健幸ポイントの交換時期や方法は、以下のとおりです。

区分	概要
「地域商品券」	・健幸ポイントの交換は、次に示す期間の取組みデータに基づき行われます。 （当該年度の1月31日までに取組みを行ったデータの健幸ポイントが地域商品券に交換されます。） ・商品券への交換方法等は、市の公式 LINE でお知らせします。

※健幸ポイントを地域商品券に交換された方は、賞金や福引きの賞金品、競馬や競輪の払戻金等と同様に一時所得扱いになります。一時所得の合計が50万円を超える場合は確定申告が必要です。

- 2月に歩数データを管理するアプリ「Health Planet」で確認し、平均歩数を算出する歩数の申告会を行います。日時等の詳細につきましては後日お知らせします。**申告をされていない方は商品券との交換はできません。**
- 3月下旬を目途に、対象者には商品券との交換日程をお知らせします。

※お知らせは市の公式 LINE から届きます。



【2月 歩数の申告】



【3月 ポイント交換（商品券の受取）】

【3】各種手続や問い合わせ方法

■変更手続き

- 申込時の登録情報に変更があった場合は、市役所健幸・協働のまちづくり課（電話 0993-23-1003）までご連絡ください。
- 転出等により参加者が市民でなくなった場合や、転勤等により在勤地が指宿市内でなくなった場合は、本事業への参加を継続することができませんので、退会の手続きをお願いします。

■退会手続き

- 参加者は、市役所健幸・協働のまちづくり課へ退会の申し出を行うことにより、本事業から退会することができます。

■問い合わせ先

問い合わせ内容	問い合わせ先
・参加申込に関すること ・変更・退会等の手続きに関すること ・各種情報の確認に関すること ※参加申込内容、交換状況等 ・その他	＜市の担当窓口＞ 指宿市 健幸・協働のまちづくり課 健幸戦略係 電話番号 0993-23-1003 指宿市東方 9300 番地 1（ふれあいプラザなのはな館内）

【4】個人情報の取扱い、事業の中断・終了、規約等の変更

■個人情報の取扱い

- 本事業において、指宿市が参加者から取得した個人に関する情報（以下「参加者情報」といいます）の取扱いは、個人情報保護法・指宿市の個人情報保護条例に準拠します。
- 本事業の適切かつ合理的な運用などといった本事業の目的以外に、参加者情報を利用することはありません。
- 利用目的の範囲内に限り、参加者情報を匿名化し、個人情報にはあたらないデータとして外部に提供することや、統計処理した統計情報を外部に公表することがありますが、その際、個人が特定されることは一切ありません。
- 「新・健幸ポイント事業参加申込書」へのチェック及び提出をもって、個人情報の取扱いについて、同意が得られたものとさせていただきます。

■事業の中断・終了

- 指宿市は、利用期間内であっても、本事業のサービスの中断、または、サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。
- 本事業を中断・終了する場合は、参加者に対して、その旨を事前に市公式 LINE 又は指宿市のホームページ等でお知らせします。

■規約等の変更

- 参加規約等を変更する場合は、市公式 LINE または指宿市のホームページ等によって事前に変更内容をお知らせします。このお知らせ以降、参加者は変更の事実及びその内容を承認したものとみなさせていただきます。

【5】新・健幸ポイント事業参加規約

(目的)

- 第1条 本規約は、健康づくりに対する無関心な層も含めた多数の住民が健康づくりに興味を持ち、参加・継続して、より健康寿命の延伸が得られることを目的とした、新・健幸ポイント事業(以下「本事業」といいます。)を実施するために必要な事項を定めたものです。
2. この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

(用語の定義)

- 第2条 本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。
- (1)「健幸ポイント」とは、参加者が、本規約その他指宿市が定める基準に従って有効な交換を行うことによって所定の品又は便益の提供を受けるために使用することができる、交換手段及びその単位のことをいいます。
 - (2)「申込者」とは、本規約に同意し、新・健幸ポイント事業参加申込書を指宿市に提出した者をいいます。
 - (3)「参加者」とは、申込者のうち、指宿市により本事業への参加が承諾された者をいいます。
 - (4)「健幸ポイントID」とは、本事業の参加者に対して、指宿市が付与するIDのことをいいます。

(参加申込み)

- 第3条 本事業への参加を希望する者は、本規約の内容を承諾した上で新・健幸ポイント事業参加申込書(以下「参加申込書」といいます。)により本規約への同意及び参加の申込みを行うものとします。
2. 申込者が参加申込書を提出後、指宿市が参加申込書を受理した時点で、当該申込者は本参加規約に同意したものとみなします。

(参加者の決定)

- 第4条 指宿市は、第3条の参加申込書に記載された申込情報を確認した後に、必要な審査・手続き等を経た上で承諾します。
2. 指宿市は、申込者が次のいずれかの場合に該当すると判断したときは、その申込みを承諾しないこと、又は承諾を取り消すことがあります。
- (1)同一の参加者・申込者が複数の申込みを行った場合
 - (2)申込者が実在しない場合又は本人確認ができない場合
 - (3)申込書に記載の事業所等において、申込者の在籍が確認できない場合
 - (4)虚偽の申込み等により、第5条に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - (5)死亡した場合
 - (6)第7条第1項に定める事項を実施しなかった場合
 - (7)その他指宿市が承諾できない事由があると判断した場合
3. 指宿市は、申込みを承諾しない場合又は承諾を取り消す場合には、その旨を事前に通知するものとします。

(参加条件)

- 第5条 指宿市に住民登録している方または、指宿市内の事業所等に在籍している方で、かつ、20歳以上の方(当該年度において20歳に到達する方も参加できます。)
- 2. 指宿市が指定する歩数管理サービスに参加いただける方(スマートフォンが必須となります)
 - 3. 自己責任で本事業に参加できる方
 - 4. 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属していない方
 - 5. 本規約に承諾いただいた方
 - 6. その他、市が認めた方

(参加条件)

- 第6条 参加に係る費用について、年会費は無料、ただし以下の費用が発生します。
- (1)歩数管理サービスに使用する活動量計の初回購入にかかる費用
 - (2)活動量計等機器の故障、又は紛失に伴う再購入等にかかる費用

(3)事業参加に関する通話・通信・郵送等にかかる費用

(4)その他指宿市が別途指定する費用

2. 参加にかかる費用等の納入方法は、指宿市が別途参加者に通知するものとします。

(実施内容)

第7条 本事業への参加者は、歩数データの計測及びデータ送信にご協力いただきます。

2. 実施方法は、別途定める健幸ポイント事業参加手引(以下「参加手引」といいます。)、操作マニュアルに基づくものとします。

(健幸ポイントの付与)

第8条 本事業における健幸ポイントは、第7条第1項(1)から(2)に定める事項の実施状況等に応じて参加者に付与するものとします。

2. 健幸ポイントの付与期間は、毎年事業開始月から1月末までとします。

3. ポイントの詳細は、別途定める参加手引に基づくものとします。

(健幸ポイントの交換)

第9条 獲得した健幸ポイントの交換等については、別途定める参加手引に基づくものとします。

(申込み内容の変更の届出)

第10条 参加者が指宿市に通知した住所、電話番号等、第3条の申込情報に変更が生じた場合、参加者は速やかに変更内容を指宿市に連絡するものとします。

2. 指宿市は、参加者から前項の変更に関する連絡がなされない場合、参加者が獲得した健幸ポイント又は参加者のポイント交換を失効とすることがあります。

3. 参加者が、本条第1項の変更の連絡を行わなかったために、指宿市からの通知又は送付書類等が延着又は不着となった場合でも、当該通知又は送付書類等は、通常到着すべき時に参加者に到達したものとみなします。

(退会手続き)

第11条 参加者は、本事業の実施期間中に退会の手続きを行うことができます。

2. 退会の手続きは、別途定める参加手引に記載されている申請を行っていただきます。

3. 退会後は、指宿市が本事業を通して取得した参加者の情報のうち、個人を特定できる情報を削除した上で、参加者個人を識別不可能な形式に加工し、その上で本事業の評価等に利用するものとします。

4. 退会の手続き完了と同時に、それまでに保有していた健幸ポイントは失効となります。

(禁止事項)

第12条 参加者は、次に定める行為を行ってはいけません。

(1)本規約に違反する行為

(2)本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為

(3)その他第三者に不当な不利益を与える行為

(損害賠償等)

第13条 参加者は、本事業に伴うサービス等の利用に関連して、自己の責に帰すべき事由により指宿市に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

2. 参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連して、指宿市以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。

(免責事項)

第14条 本事業は、参加者の健康改善・増進を支援するものであり、参加者の健康状態が改善・増進されることについて、保証するものではありません。

2. 指宿市は、本事業の中止により、参加者又は参加者に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負いません。

3. 指宿市は、本事業で使用する無料のスマートフォンアプリのシステム不具合、市公式LINEにおける通知設定の不備など、指宿市の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。

4. 指宿市は、指宿市の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏洩した場合は、責任を負いません。
5. 指宿市は、参加者の故意又は過失に起因して第三者により使用された、又は破棄された健幸ポイントに関して、参加者等に生じた損害について責任を負いません。

(個人情報の取扱い)

第 15 条 本事業に伴うサービスの実施等に際して、指宿市が参加者から取得した個人に関する情報(以下「参加者情報」といいます。)の取扱いを、本規約で定めるほか、個人情報保護法・指宿市の個人情報取扱特記事項に準拠するものとします。

2. 本事業の実施に際し、指宿市は次に定める参加者情報を取り扱うこととします。

(1) 第 3 条に定める参加申込書にご記入いただいた次の項目

- ・氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号、身長、メールアドレス
- ・健幸ポイント ID、活動量計 ID

(2) 第 7 条に定める事項の実施に伴い取得する次の項目

- ・活動量計データ(計測日、機器型番、歩数)

3. 指宿市が取り扱うこととなる参加者情報は、次の各号に定める目的の達成に必要な範囲内で利用し、あらかじめ参加者本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、お預かりした参加者情報を利用目的以外に利用することはありません。

(1) 本事業の適切かつ合理的な運用のための利用

- ・指宿市からの案内・通知、各種情報の送付
- ・参加者に対する健幸ポイントの付与
- ・参加者が保有する健幸ポイントの交換
- ・参加者からの問合せの対応、確認及び記録
- ・その他本事業の管理・運用のために必要な事項

(2) 本事業の効果分析・評価のための利用

- ・参加者の参加実績及び実施結果の集計・分析
- ・参加者の行動変容及び健康状態改善効果の分析
- ・サービス向上、事業展開方策の分析
- ・医療費抑制及び経済活性化等の分析

4. 参加者情報の外部提供については次に定めるとおりとします。

(1) 指宿市は、本条第 3 項に定めた利用目的の範囲内で、参加者情報を、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにすることにより、個人情報にはあたらないデータとして外部に提供することがあります。

(2) 指宿市は、参加者情報を統計処理した上で、その統計情報を本条第 3 項に定めた利用目的の範囲内で、外部に公表又は提供することがあります。

(3) 参加者が、参加者情報の外部提供を行わないことを希望される場合は、第 11 条に定める方法により退会をお申し出ください。

(4) 上記の内容は、個人情報保護法・指宿市の個人情報取扱特記事項及び関連法規・ガイドライン等の変更又は策定に合わせて変更されることがあります。

5. 参加者情報の安全管理措置については次に定めるとおりとします。

(1) お預かりした参加者情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止と是正、その他参加者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

(2) 指宿市は、次に定めるとおり、参加者情報を適切に保護し、取り扱います。

- ・参加者情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き、適切な管理に取り組みます。
- ・利用目的や問い合わせ窓口をお知らせした上で、適切な範囲内で参加者情報を取得します。
- ・本条第 3 項に定めた利用目的の範囲内で参加者情報を利用します。
- ・あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き、本条第 3 項に定めた利用目的の範囲を越えて参加者情報を指宿市以外の第三者に提供又は開示しません。
- ・参加者本人より参加者情報の照会・開示などについて、別途定める参加手引に記載する問い合わせ窓口にご連絡いただいた場合は、適切に対応します。
- ・参加者情報への不正アクセス、参加者情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するために、参加者情報を安全に管理し、セキュリティの確保・向上・是正に努めます。
- ・関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取り組み及び

継続的な改善・向上に努めます。

（規約の変更）

第 16 条 参加者は、本規約の変更については、電子メール又は指宿市のホームページ等によって事前に変更内容を知した後、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。

2. 参加者情報の利用目的、又は利用範囲の変更を行う旨の参加規約の変更を行う場合は、個人情報保護法・指宿市個人情報取扱特記事項及び関連法規・ガイドラインに基づき、指宿市より参加者に事前に通知し、同意を得た場合に限り行います。

附 則

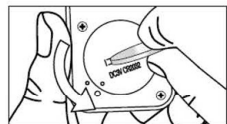
（施行期日）

1. この規約は、令和7年9月1日から施行する。

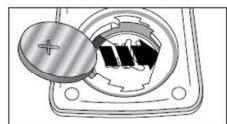
付録① 活動量計の電池交換について

- ・電池マーク  が点滅したら電池残量が少なくなっています。
- ・電池マーク  が点灯し「Lo」が表示されたら電池容量がなくなりました。

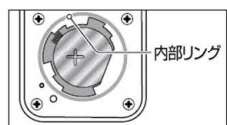
➡ 新しい電池 CR2032 に交換してください。



① 本体裏面の電池フタの溝へ硬貨などをあわせる。
(※推奨硬貨・・・100円玉)

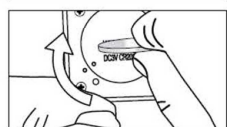


② そのまま、矢印の方向に電池フタをまわしてはずす。



③ 電池 (CR2032) の (+) 側を上にして、
矢印の方向から先に入れる。

内部リングが外れた場合、
もとに戻してください。



④ 電池フタのマークの位置に注意しながら、図のようにはめて、
矢印の方向にしっかり締める。



⑤ 電池を入れ終わると、全表示点滅後、「FFFFFF」が表示されます。



Loppi

「Loppi」に載せることで
「年齢・身長・時刻」が
自動設定されます。

※その他活動量計の使用方法については、市のホームページからご覧いただけます。

右記の二次元コードを読み取りご確認ください。



付録② 活動量計の洗濯等水没の対応について

水没すると故障する場合がありますが、乾燥させることにより再び使用できるようになる可能性もあります。乾燥方法と防水対策の一例をご紹介します。

《乾燥方法》

電池を外した状態で、密閉袋に乾燥剤
(シリカゲル等) と活動量計を入れ、
1 ～ 2 日程度乾燥させる。

注意！ドライヤーは使用しないでください！



《防水対策》

洗濯などの水没以外に、汗により中が錆びてしまっている場合もありますので、ご注意ください。



密閉袋を使用する方法

ラップを使用する方法

付録③ アプリについて



「Health Planet Walk」（歩数計測用）の不具合とその対処法について

以下を参考にご対応ください。

■アプリを開くと、画面が正しく表示されず、待機中のままである。

➡①データ送信後、ログアウトして再度ログインする。

②データ送信後、アプリを削除（アンインストール）し、再びインストール・ログインを行う。

※ログインする際には ID、パスワードが必要となります。

■歩数がカウントしない

➡①「設定」→「モード」→「内臓歩数計」であるか確認する。

②アプリ内設定で「電池の最適化」を OFF にする。

③スマートフォン本体の設定で、「バッテリー使用量」を「制限なし」や「省エネモード」を OFF にする。

④スマートフォン本体の設定でヘルスプラネットワークの「身体活動」または「連動データ」を許可する。

※お使いの機種により、表現が一部異なる場合があります。また、上記は一例ですので、不具合が解消されない場合は下記までお問合せください。



HealthPlanet Walk



「Health Planet」（歩数データ管理用）について

■データの更新について

歩数データ送信後は、左上の



を押して更新してください。



HealthPlanet
ヘルスプラネット

お問合せ先 タニタヘルスリンク ☎0120-771-015